

令和3年7月2日
四国電力株式会社

伊方発電所における過去の保安規定不適合事案について

伊方発電所において、過去に当社元社員（現在は退職）が、宿直勤務中に無断で発電所外へ出ており、その間、一時的に保安規定に定める必要な要員数を満たしていない^{※1}時間帯があったことが判明しました。

これを受け、当社は直ちに夜間・休日における定期的な点呼の頻度を高めるなど、必要な要員数の確認体制を強化し、現在は保安規定に定める要員数を満たしていることを確認しています。

なお、本事案は、伊方発電所において昨年4月から運用している是正処置プログラム^{※2}に基づく発電所関係者からの申告を受け、社内調査を実施した結果、判明したものです。

当社としては、本事案を重く受け止めており、詳細について調査を継続するとともに、今後、こうしたことが起きないように再発防止策ならびに企業倫理の徹底を図ってまいります。

※1：新規規制基準施行後に策定した保安規定（平成28年4月実施）では、重大事故等が発生した場合に対応を行う要員数（22名以上）を定めており、夜間・休日は発電所構内で必要な要員を待機させています。

※2：是正処置プログラム（CAP：Corrective Action Program）

様々な課題を吸い上げて改善につなげる仕組み。この一環として、些細な気付き事項など広範囲の情報を収集し、安全上の問題となる事案を見逃さないことを目的に、発電所構内に申告用BOXを設置しています。

以 上